

令和3年石巻市議会第2回定例会提出議案一覧

1 条例議案（6件）

（1）第75号議案 石巻市震災遺構門脇小学校条例

<制定理由>

東日本大震災により被災した「門脇小学校」について、震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐとともに、災害から命を守るための避難行動及び平時における訓練の重要性並びに地域を知ることの大切さを学ぶ震災遺構とするため、本条例を制定するもの。

<制定内容>

設置、施設、震災遺構への入場、遺構、休場日、行為の禁止、利用の許可、利用許可の取消し等、入館料、使用料、入館料等の減免及び還付、原状回復の義務、損害賠償の義務、指定管理者による管理、自主事業及び委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日及び準備行為を規定するもの。

<令和4年4月1日から施行。>

ただし、準備行為は施行の前日においても行うことができる。>

（2）第76号議案 東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例を廃止する条例

<廃止理由>

本条例は、東日本大震災の被災者に対する市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について定めたものだが、これらの更正の時効期間が経過したため、条例を廃止するもの。

<内容>

東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例を廃止するもの。

<公布の日から施行>

（3）第77号議案 石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例を廃止する条例

<廃止理由>

本市では、毛利コレクションの収蔵展示施設及び石巻市民会館の後継施設の建設資金に充てるため、各基金を設置していたが、令和2年度末に複合文化施設（マルホンまきあーとテラス）の建設工事が完了し、各基金設置の目的が達成されたことから、これらの条例を廃止するもの。

<内容>

石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例を廃止するもの。

<令和3年7月1日から施行>

(4) 第78号議案 石巻市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

本年2月に策定した「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」に基づき、固定資産課税台帳登録価格に不服のある固定資産税の納税者による審査申出書等提出時に必要な押印を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第4条

審査の申出において、審査申出書提出時の押印を廃止するため、条項の整理を行うもの。

第8条

口頭審理において、口述書提出時の押印を廃止するため、条文を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から施行＞

(5) 第79号議案 石巻市手数料条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年5月17日に公布され、令和3年度から小規模建築物の省エネ性能評価が必要となったことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条の4

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料において、国からの技術的助言等を踏まえ、床面積の申請区分を細分化し、300㎡超1,000㎡以下に係る手数料負担を軽減するため、表を改めるほか、法改正に伴い、引用条項等を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和3年7月1日から施行＞

(6) 第80号議案 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

東日本大震災により被災した「牡鹿公民館」について、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、牡鹿保健福祉センター内に機能を移転し公民館活動を行うため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第3条の表

「石巻市牡鹿公民館」の位置について、次のとおり改めるもの。

改 正
石巻市鮎川浜清崎山7番地
現 行
石巻市鮎川浜湊川63番地

別表第1

使用料について規定する別表から「牡鹿公民館」の表を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和3年7月1日から施行＞

2 予算議案（3件）

- (1) 第81号議案 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第2号）
- (2) 第82号議案 令和3年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 第95号議案 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

3 条例外議案（15件）

- (1) 第83号議案 工事委託に関する協定の締結について
(都市計画道路釜大街道線街路整備事業に伴う仙石貨物支線陸前山下・石巻港間橋梁上部工新設工事の施行に関する協定)

＜内 容＞

釜大街道線街路整備事業における石巻臨港貨物線と交差する橋梁部の工事について、日本貨物鉄道株式会社に委託する協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定名 都市計画道路釜大街道線街路整備事業に伴う仙石貨物支線陸前山下・石巻港間橋梁上部工新設工事の施行に関する協定
- ・協定額 金203,654,000円
- ・施行期間 協定締結日から令和4年3月18日
- ・協定の相手方 仙台市青葉区本町二丁目15番1号
日本貨物鉄道株式会社東北支社
支社長 松田博和

(2) 第84号議案 工事委託に関する年度協定の一部を変更する協定の締結について
(市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業(仮称)鎮守大橋橋梁
整備工事に関する令和2年度協定)

<内 容>

宮城県に工事委託している「(仮称)鎮守大橋橋梁整備工事」において、橋脚柱頭部の鉄筋工について、構造上鉄筋の配置が過密となり、機械式継手を設置し組立を行う必要が生じたほか、橋脚の支承について、橋軸直角方向を固定とするため、サイドブロック付支承に変更を行うこと等により協定額を増額するため、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- ・令和2年度協定額 変更前 金3,072,000,000円
変更後 金3,661,200,000円

(3) 第85号議案 工事請負の契約締結について
(東中瀬橋橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市中瀬地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金221,866,700円
- ・契約の相手方 石巻市末広町3番9号
石巻建設株式会社
代表取締役 山 田 史 郎

(4) 第86号議案 工事請負の契約締結について
(網小医院屋内退避施設改修工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市長渡浜杉13番地3
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金452,870,000円
- ・契約の相手方 石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐 藤 昌 良

(5) 第87号議案 工事請負契約の一部変更について
(釜大街道線橋梁下部工新設(その3)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金204,036,800円
変更後 金206,853,900円

(6) 第88号議案 工事請負契約の一部変更について
(釜小学校校舎老朽化対策工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐藤昌良
- ・契約金額 変更前 金233,090,000円
変更後 金253,944,900円

(7) 第89号議案 工事請負契約の一部変更について
(山下中学校校舎老朽化対策工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市南光町二丁目2番11号
日本製紙石巻テクノ株式会社
代表取締役社長 向井継男
- ・契約金額 変更前 金216,065,300円
変更後 金232,711,600円

(8) 第90号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻市遊楽館屋根改修工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市双葉町1番10号
豊和建设株式会社
代表取締役 阿部勝
- ・契約金額 変更前 金180,015,000円
変更後 金186,593,000円

(9) 第91号議案 交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

<内 容>

平成31年2月に発生した公用車による交通事故について、相手方との協議が調ったことから、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

事故の内容は、渡波支所職員が、当時、イオンスーパーセンター石巻東店敷地内にあった七十七銀行渡波支店において、公金の入金を終えて帰庁のため公用車を発進した際、左前方を横断していた幼児に気づかず衝突したもので、市の過失割合を10割と認め、事故に係る損害賠償として137万8,325円を支払うもの。

(10) 第92号議案 市道路線の認定について

(11) 第93号議案 市道路線の廃止について

(12) 第94号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	県の事業によるもの		
	・ 県道と市道の再編 (石巻地区)	1 路線	7 2 0 . 5 0
	・ 湊川河川災害復旧事業	2 路線	5 5 2 . 7 0
	市の事業によるもの		
	・ 石巻工業港運河線街路整備事業	3 路線	3 2 0 . 5 5
	・ 湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業	3 路線	1 , 8 4 1 . 0 0
	・ 渡波稲井線街路整備事業	2 路線	1 , 8 3 5 . 6 0
・ 湊川橋橋梁災害復旧工事	1 路線	3 2 5 . 0 0	
	計	1 2 路線	5 , 5 9 5 . 3 5
廃止	市の事業によるもの		
	・ 石巻工業港運河線街路整備事業	4 路線	△ 1 , 0 9 5 . 2 8
	・ 湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業	1 4 路線	△ 7 , 7 1 9 . 0 4
	・ 渡波稲井線街路整備事業	2 路線	△ 3 , 1 9 4 . 0 4
	・ 大須崎灯台線道路改良工事	1 路線	△ 1 4 6 . 6 0
	・ 湊川橋橋梁災害復旧工事	4 路線	△ 8 7 4 . 6 6
	計	2 5 路線	△ 1 3 , 0 2 9 . 6 2
変更	市の事業によるもの		
	・ 石巻工業港運河線街路整備事業	2 路線	△ 2 8 2 . 5 2
	・ 湊川橋橋梁災害復旧工事	1 路線	△ 7 5 . 5 0
	計	3 路線	△ 3 5 8 . 0 2

(13) 第96号議案 財産の取得について

(消防ポンプ自動車(河南地区分)及び小型動力ポンプ付軽積載車(石巻地区分及び雄勝地区分))

<内 容>

「石巻市消防団消防車両更新計画」に基づき、経年劣化した「石巻市消防団河南地区団」の消防ポンプ自動車1台と、「石巻市消防団石巻地区団」及び「石巻市消防団雄勝地区団」の小型動力ポンプ付軽積載車各1台を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・取得財産 消防ポンプ自動車(河南地区分)及び小型動力ポンプ付軽積載車(石巻地区分及び雄勝地区分)
- ・納入場所 石巻市前谷地字黒沢前7番地(河南総合支所)ほか2か所
- ・数量 3台(消防ポンプ自動車 1台、小型動力ポンプ付軽積載車 2台)
- ・取得方法 指名競争入札
- ・取得価格 金35,068,000円
- ・取得の相手方 仙台市若林区卸町二丁目8番地の6
トーハツ県南サービス株式会社
代表取締役 平 間 順

(14) 第97号議案 公平委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて

<理 由>

公平委員会委員の佐々木 功氏が本年7月14日をもって任期満了となることから、その後任について慎重に選考してきたが、人格が高潔で、地方自治の本旨と民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する佐々木 功氏を引き続き選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

(15) 第98号議案 農業委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて

<理 由>

農業委員会委員19名が、本年7月7日をもって任期満了となることから、その次期委員候補者を募集したところ、定数19名に対して20名の応募があったことから、農業委員会委員候補者選考委員会に諮問し、その答申に基づき慎重に選考した結果、

伏見 晃也氏、今野 勝夫氏、後藤 嘉伸氏、安部 秀逸氏、
遠藤 章一氏、三浦 孝一氏、佐々木 洋氏、佐藤 克美氏、

高橋 千代恵氏を引き続き、近藤 茂氏、伏見 さと子氏、

岡田 正男氏、山田 慧子氏、武山 勝氏、佐々木 文彦氏、

日野 智氏、前野 利春氏、今野 真理氏、高橋 由佳氏を新た

に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

4 議会案、委員会提出議案（2件）

（1）議会案第1号 多核種除去設備等処理水の海洋放出決定に反対する意見書

<内 容>

政府は、東京電力・福島第一原子力発電所で増え続ける多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）について、海洋放出による処分を行うという方針を、去る、4月13日に決定した。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から10年が経過し、本市の基幹産業の一つである水産業においても、国内外の多くの皆様から物心両面にわたるご支援に加え、国の特例的な財政支援等のほか、関係者の懸命な努力により、漁業生産額や加工品出荷額も震災前の水準までほぼ回復するなど、前途に明るい兆しが見えてはいるものの、今でも、日本からの農水産物の輸入を規制している国や地域がある。

このような状況下にあつて、ALPS処理水を海洋放出することになれば、新たな風評被害が発生することは必至であり、震災によるあらゆる苦難を乗り越えてきた水産業者の努力が水泡に帰しかねない。

関係者の理解が得られないまま海洋放出が実施された場合、特に最大被災地から立ち直りつつある本市の水産業にとって、深刻な影響が発生することが危惧され、水産関係者の不安は計り知れないものがある。

ALPS処理水に対する理解が十分でない現状において、更には風評被害に対する具体的な対応策が示されていない状況下にあつては、海洋放出は認められず、断固反対し、国、原子力規制委員会、県に意見書を提出しようとするもの。

（2）委員会提出議案第4号 石巻市行政に係る基本的計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

<内 容>

平成23年度に策定した「石巻市震災復興基本計画」は、令和2年度において計画期間が終了となった。

また、令和3年度から10年間の計画期間である「石巻市総合計画基本構想・基本計画」の策定作業が進められていることから、石巻市行政に係る基本的計画の議決等に関する条例に規定する、議決すべき計画を改める必要があるため、本条例の一部を改正するもの。